

皆さんをご覧ください。

東京社会保険協会

# 社会保険新報

7  
JULY

平成29年/No.801

隅田川花火大会と東京スカイツリー®（台東区・墨田区） 写真は平成28年の大会から。平成29年は7月29日（土）に開催予定。



## 目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・ 70歳以上の方の高額療養費の上限額が段階的に変わります／2
  - ・ どんなときにどんな給付が受けられるの？／3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・ 「賞与支払届」の提出はお済みですか？／4
  - ・ 「わたしと年金」エッセイ募集／5
  - ・ 国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・ 人間ドックのご案内／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・ 雇用保険の助成金に関する講習会／7～8
  - ・ 社会保険の基礎知識事務講習会／7～8
  - ・ 東京社会保険協会 新規加入のご案内／8
- すいそう
  - ・ 東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成29年  
8月から

# 70歳以上の方の高額療養費の 上限額が段階的に変わります



高額療養費制度とは、**同じ月内に支払った医療費が一定の上限額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた額が払い戻される制度**です。高額療養費制度については、『社会保険新報』平成29年8月号でご案内します。

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。

具体的には、平成29年8月1日診療分から変更され、さらに平成30年8月1日診療分から変更となります。

今号では、平成30年7月31日診療分までの高額療養費の上限額を掲載します。

なお、70歳未満の方の高額療養費の上限額は変わりません。

## 平成29年7月31日診療分までの70歳以上の方の上限額（月ごと）

所得区分	外来+入院（世帯ごと）	
	外来（個人ごと）	
①現役並み所得者 高齢受給者証の負担割合が3割の方	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 多数回該当 <sup>※1</sup> ：44,400円
②一般所得者 ①、③、④以外の方	12,000円	44,400円
③低所得者Ⅱ 区市町村民税が非課税の方など	8,000円	24,600円
④低所得者Ⅰ ③で所得が一定基準以下の方		15,000円

## 平成29年8月1日診療分から平成30年7月31日診療分までの70歳以上の方の上限額（月ごと）

所得区分	外来+入院（世帯ごと）	
	外来（個人ごと）	
①現役並み所得者 高齢受給者証の負担割合が3割の方	<b>57,600円</b>	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 多数回該当 <sup>※1</sup> ：44,400円
②一般所得者 ①、③、④以外の方	<b>14,000円</b> [年間上限 <sup>※2</sup> <b>144,000円</b> ]	<b>57,600円</b> 多数回該当 <sup>※1</sup> ： <b>44,400円</b>
③低所得者Ⅱ 区市町村民税が非課税の方など	8,000円	24,600円
④低所得者Ⅰ ③で所得が一定基準以下の方		15,000円

※1 直近12か月以内に、3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 年間上限の「年間」とは、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの期間のことです。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」)まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# どんなときにどんな給付が受けられるの？

健康保険には、さまざまな種類の給付があります。協会けんぽの加入者ご本人（被保険者）や加入者ご家族（被扶養者）が、どんなときにどんな給付が受けられるのか、その概要をご紹介します。

このほかにも、出産手当金や出産育児一時金などの給付があります。『社会保険新報』で、適宜、ご案内していきます。

## 保険証を提出して治療を受けるとき

### 療養の給付

業務外の事由で、被保険者・被扶養者が病気やけがをしたときは、医療機関の窓口で保険証を提出し、一部負担金（1割～3割）を支払うことで、診察や処置、投薬などの治療が受けられます。

また、医師から処方せんをもらった場合は、薬局で薬剤を調剤してもらえます。

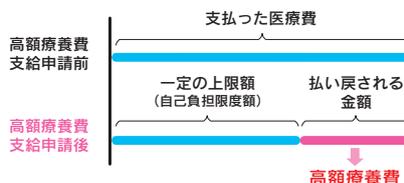


## 高額な医療費を支払ったとき

### 高額療養費

高額療養費とは、同じ月内にかかった医療費の支払いが一定の上限額（自己負担限度額）を超えた場合に、**その超えた額が払い戻される制度**です。

70歳未満の方で医療費が高額になることが事前にわかっている場合は、「**限度額適用認定証**」を医療機関の窓口で提出すると便利です。

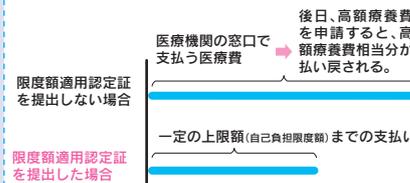


## 医療費が高額になりそうとき

### 限度額適用認定証

70歳未満の方が**限度額適用認定証**を医療機関の窓口で提出すると、同じ月内にかかった医療費の支払いが自己負担限度額までで済みます。

70歳以上の方は、お手持ちの**高齢受給者証**が同じ役割をします。で、限度額適用認定証の申請は、必要ありません。

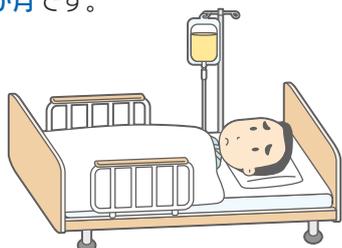


## 病気やけがで会社を休んだとき

### 傷病手当金

傷病手当金は、業務外での病気やけがの療養のため、被保険者が会社を休み、給料が支払われない場合の生活保障として支給されます。

傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から**最長1年6か月**です。



## 医療費の全額を負担したとき

### 療養費

「旅行先で急病になった」など、やむをえない事情で、医療機関の窓口で保険証を提出できなかった場合、いったん医療費の全額（10割）を医療機関の窓口で支払った後、療養費の申請をすると、医療費の7割～9割（年齢により異なります。）が払い戻されます。



## 海外で急な病気の治療を受けたとき

### 海外療養費

海外旅行中や海外赴任中に、急な病気やけがにより、やむをえず現地の医療機関で診察などを受けた場合、申請により一部の医療費が払い戻される制度です。

支給の対象となるのは、日本国内で保険診療と認められている医療行為に限られます。

海外療養費の申請は、協会けんぽ東京支部の加入者でも、**協会けんぽ 神奈川支部へご郵送**ください。

〒240-8515  
横浜市保土ヶ谷区神戸町134  
横浜ビジネスパークイーストタワー 2階  
全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」)まで



# 「賞与支払届」の提出はお済みですか？

賞与等を支給したときは、支給日から**5日以内**に、「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出してください。

この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の基礎となる**標準賞与額\***が決定されます。適正な届出をお願いします。

\*標準賞与額：賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額をいいます。  
保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じて計算されます。



## 届出にあたっての注意点

### 1 届出用紙の送付



#### ①賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所

被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。

#### ②賞与支払予定月を日本年金機構に登録していない事業所

届出用紙は送付されません。届出用紙は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードするか、管轄の年金事務所からお取り寄せください。

今後、届出用紙の送付を希望される場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」を管轄の年金事務所へ提出して、賞与支払予定月を登録してください。

### 2 届出用紙の記入



●日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与等の支払いがない場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出が必要です。「被保険者賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○印をつけて提出してください。

●提出する「被保険者賞与支払届」が2枚以上になる場合は、2枚目以降の事業主記載欄および社会保険労務士記載欄の押印は省略できます。

●記入に際しては、「被保険者賞与支払届」裏面【記入の方法】、または、日本年金機構ホームページ【届書記入例】をご参照ください。

### 3 届出用紙の提出



●資格取得月と同月に資格喪失した場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与等は保険料賦課の対象となるため、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。

●育児休業等による保険料免除期間や資格喪失月に支払われた賞与等も、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。ただし、これらは保険料賦課の対象とはなりません。

●賞与等を年度内に4回以上支払う場合は、標準報酬月額（算定基礎届）に算入されるため、「被保険者賞与支払届」の提出は不要です。

●「被保険者賞与支払届」は、電子申請や電子媒体（CD・DVD）でも提出できます。

詳しくは **日本年金機構ホームページの 事業主の方 ⇒ シーン別手続き案内 ⇒ 従業員に関する手続き ⇒ 従業員に賞与を支給したときの手続き** をご覧ください。

# 「わたしと年金」 エッセイ募集

日本年金機構では、11月を**ねんきん月間**として、厚生労働省との連携により、公的年金制度の啓発活動を積極的に展開し、全国各地で年金相談などを開催します。

その一環として、広く国民の皆様から、**公的年金制度とのかかわりについてのエッセイ**を募集しています。

**テーマ** 公的年金の大切さ、応募者本人の身近な方と公的年金のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。

**応募締切** **平成29年9月4日(月) 消印有効**

**募集要項** 日本年金機構ホームページをご覧いただき、「平成29年度 わたしと年金」を検索してください。

**提出先  
お問い合わせ** 日本年金機構 相談・サービス推進部  
サービス推進グループ「わたしと年金」担当  
〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24  
TEL 03-5344-1100 (代表)



## 国民年金ひとことメモ ▶ **国民年金保険料の免除などの申請**

国民年金保険料を納め忘れた状態で、万が一、障害や死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。また、将来的に老齢基礎年金を受給できない場合もあります。

**国民年金保険料が未納のままの状態では、年金を受給できる権利が発生しません。**

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが難しい場合には、**国民年金保険料免除・納付猶予**などの制度があります。未納のままにせず、住民登録をしている区市役所および町村役場または年金事務所の国民年金窓口にご相談ください。

### ご相談の際にご持参ください

国民年金窓口等では、免除および猶予のご相談の際、前年の所得等より審査を行います。次のものをご持参ください。

(■…必ず必要 □…場合によっては必要)

#### ■ 年金手帳【必須】

□ 前年(または前々年)の所得を証明する書類

□ 失業等による申請の場合……雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票等の写し



● 平成29年度の免除および猶予の受付は、平成29年7月1日から開始されています。

平成30年6月30日までの期間を対象として審査を行います。

● 平成26年の法律改正により、**免除申請は2年1か月前の月分まで遡及**することができます。失業等により、免除申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、区市役所および町村役場または年金事務所の国民年金窓口にご相談ください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

# 人間ドックのご案内

人間ドックの“ドック”とは、船の修理や建造用の施設を意味する『dock（ドック）』に由来します。dockは、次の航海で事故が起こらないように、船の点検・修理をするために入る場所であるところから、人間“ドック”と呼ばれるようになったとされます。

皆様も、ご家族の方も、自覚症状の有無にかかわらず、年に1度は人間ドックで健康管理を続けましょう。

**人間ドック当日の流れ** 当日、医師による結果説明があります（平日、希望者のみ）。

## 受付

事前に記入いただいた問診票、検査容器等を提出してください。健康保険証の提示もお願いします。

当日、結果説明を希望される方は、受付時にお申し出ください。

## 着替え

更衣室で、健診着に着替えます。男女とも、更衣室に靴下をご用意しています。使用された靴下は、お持ち帰りいただけます。

**\*眼底・眼圧では、コンタクトレンズをはずします。コンタクトレンズをご使用の方は、ケースをご持参ください。**

## 検査

検査順序は、各検査の状況により変わることがあります。

- 診察
- 身体計測
- 視力
- 聴力
- 肺機能
- 血圧
- 血液（採血）
- 眼底
- 胸部レントゲン
- 胃部レントゲン
- 心電図
- 腹部超音波
- 子宮頸がん （女性のみ）
- 前立腺（PSA） （男性のみ）



男性健診フロア

**男性は最短約90分！**

**医師・技師・スタッフはすべて女性！**

女性専用フロア



**RFID（ICタグ）内蔵リストバンドにより、本人確認・記録管理をしています**

各検査機器に検査値などを入力することなく、身体計測や血圧などの検査値を自動的に取り込めるため、ヒューマンエラーは発生しません。また、検査の進行状況も確認できます。

- ①RFID内蔵リストバンドをリーダーにかざします。
- ②受診者情報が表示され、検査開始となります。
- ③フィオーレ健診クリニックで受診された方は、画面に前回の健診データ（身体計測・視力・聴力・血圧のみ）が表示されます。



## 健診終了

希望された方に、医師による結果説明を行います。

また、人間ドックを受診の方には、お食事券（グルメカード）と周辺の『お食事処のご案内』を差し上げています。

受診者専用ラウンジ（1階：男女共用、B1階：女性専用）に、無料のお飲みものやお菓子などをご用意しています。健診後は、ほっとひといき、おくつろぎください。

## 健診結果

健診終了後、2週間程度で、自宅または事業所へ健診結果表を発送します。

**健診結果表とともに、『健診結果の見方と活かし方』を同封します**

健診結果の見方とメタボリックシンドローム改善のためのアドバイスを解説した冊子（A4判 24ページ）です。健康維持・向上にお役立てください。



受診者専用ラウンジ



次号（8月号）は、脳検査 についてご案内する予定です。

## フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2 出口 から徒歩 1 分

健診予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

雇用保険の助成金に関する講習会

社会保険の基礎知識事務講習会

平成29年9月に開催を予定している講習会の受講者を募集します。

会員限定 雇用保険の助成金に関する講習会		社会保険の基礎知識事務講習会	
9月4日(月) ■14時~16時 9月5日(火) ■10時~12時 ■14時~16時	開催日時	9月14日(木) ■10時~12時 ■14時~16時 9月15日(金) ■10時~12時 ■14時~16時	
特定社会保険労務士 石和 信人 氏 (いしわ社会保険労務士事務所)	講師	社会保険労務士 山田 理香 氏 (社会保険労務士 MAG OFFICE)	
各回220名 ※全3回 各回内容は同じです。	定員	各回220名 ※全4回 各回内容は同じです。	
8月3日(木) 必着	応募締切日	8月10日(木) 必着	
会員事業所: 無料 非会員事業所: 10,000円(1名) 会員限定の講習会ですが、定員に満たなかった場合のみ、非会員事業所の方にも受講いただけます。	費用	会員事業所: 無料 非会員事業所: 4,000円(1名)	
会員事業所の人事・総務担当者	対象者	社会保険事務担当者	
雇用保険の助成金の概要、種類、利用の多い①~④の助成金等、受給方法のポイントを解説します。 ①キャリアアップ助成金 ②65歳超雇用推進助成金 ③トライアル雇用助成金 ④特定就職困難者コース ※その他、注目の助成金について紹介します。	概要	資格の取得や喪失の手続き、出産や傷病の給付等、社会保険制度のしくみや手続きの基礎的知識とポイントを解説します。	
<a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/196/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/196/</a>	メール申し込みURL	<a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/197/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/197/</a>	

応募方法

受講希望の方は、メールまたは郵送の2通りの方法でお申し込みいただけます。いずれも応募者多数の場合は抽選とします。なお、講習会は会員事業所より頂戴した協会費で運営しています。抽選になった場合は、会員事業所を優先します。



メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力してください。応募結果などは、締切後3週間程度で、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。



郵送による申し込み

本ページの「参加申込書」を印刷して、必要事項を記入し、82円分の切手を貼った返信用封筒(宛先を明記)を同封してください。応募結果などは、締切後3週間程度で返送します。

返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく!



お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 東京社会保険協会 講習会 ○○○○※ 係 TEL 03-5292-3596  
※参加希望の講習会を明記してください。

キリトリ

【参加申込書】

参加希望講習会	9月	日	時~	雇用	社保	払込受領証貼付欄
※複数参加希望の場合は、コピーしてそれぞれお申し込みください。						会員事業所の方は、左に会員番号を記入、または、金融機関の受領印のある平成29年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。
参加者氏名	(ふりがな)	年齢	性別	連絡先電話番号		
事業所名						※日中連絡がとれる番号
事業所所在地						健康保険の種類
会員	番号				非会員	不明
非会員	協会費払込受領証に記載されている7ケタの番号					全国健康保険協会(協会けんぽ) 健康保険組合 その他

※参加希望講習会ごとに1人ずつお申し込みください。郵送による申し込みの場合、返信用封筒をそれぞれご用意ください。  
※返信用封筒が同封されていない等、お申し込みの不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。  
※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

会場地図

**損保会館 大会議室** 千代田区神田淡路町2-9

\* 駐車場・駐輪場はございません。

【交通】

- JR 御茶ノ水駅 聖橋口から徒歩5分
- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2出口から徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A5出口から徒歩3分
- 都営新宿線 小川町駅 A5出口から徒歩3分



ぜひご加入ください！ **東京社会保険協会 新規加入のご案内**

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用補助、レジャー施設の割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただきます。

これらの事業は、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。

ぜひご加入ください。充実した内容の多彩な特典をそろえて、ご加入をお待ちしています。

特典案内は、<http://www.tosyakyu.or.jp/shibu/index.html> をご覧ください。



お問い合わせは、**東京社会保険協会 会員事業グループ (TEL 03-5292-3596)** まで



コラム「東西南北」

～『社会保険新報』の編集に携わって～

編集委員 小林 司



「東西南北」の原稿の順番が回ってきました。『社会保険新報』の読者の中で、『社会保険新報』が原因で血圧が上がったり、胃が痛くなったりしているのは、おそらく私だけだと思いますが、なんとか原稿を書きたいと思えます。

今月の『社会保険新報』は801号です。これから900号、1000号にむけて第一歩を踏み出します。私は平成18年6月から編集委員に加えていただきましたので、私にとっては今号が134号目になります。

編集委員になる前は、毎月郵送されてくる『社会保険新報』に、前編集委員長の庭田範秋先生が書かれていたコラムを読むのが楽しみでした。たまに過激なことが書いてあり、少しびっくりしたこともありましたが、先生のコラムが終了してしまい、寂しかったのですが、編集委員になると、編集委員会の冒頭で編集委員長のご挨拶があり、庭田先生のお話を聞くことが毎月の編集委員会の楽しみになりました。

現編集委員長の真屋尚生先生からは、「東西南北」の原稿にたくさんの訂正や修正の指示があります。あると

き、真屋委員長に直していただいた原稿をポケットに入れたまま居酒屋に行き、隣の席に座っていた若者に見せながら、「私が書いた原稿を、たくさん直されてしまった」と話しかけると、彼は「ちょっと見せてください」と原稿を手に取り、読み始めました。そして、「真屋先生はずいぶん手加減していますよ。学生が書いたものは、もつとたくさん直されます。僕は真屋先生のゼミの卒業生です」と言いました。私は目が点になるほど驚きました。これがきっかけで、彼とはその後も何度か一緒に飲みに行くようになりました。

庭田先生や真屋委員長のお話を直接お聞きでき、編集委員になって本当にラッキーだったと思います。こうした出会いはもちろん、東京社会保険協会の皆さんや編集委員の方々をはじめ、編集に携わっていらっしゃる方たちとの出会いは、私にとっては宝物であり、編集委員になっていなければ手に入れることができなかったのだと思います。

これからも微力ではありますが、編集委員として『社会保険新報』に関わっていけたら幸せだと思います。さて、「今月の「東西南北」は面白くね～な～！」と思っただ方がいらっしゃいましたら、801号に免じてお許しください。血圧も上がりませんよ、たぶん。